

## 1 総説

### 1 意義

株式とは、株式会社の社員たる地位のことである。他の社団法人の「社員権」という言葉に相当するが、他の社団法人の社員たる地位との根本的な違いは、株式は細分化した割合的地位の形になっているという点である。この仕組みは、株主有限責任とも結びつき、個性のない多数の者が株式会社に参加しやすくするための法技術である。特に、上場会社の株式という視点でいうと、投資の対象として扱いやすくなるというメリットがある。

また、株式は均一性を有している。そのため、株式を多数取得すればするほど、その割合に応じて株主としての権利が増えることを意味する（持分複数主義）。したがって、株式投資という視点で見ると、同一銘柄の株式を多く購入すればするほど、当該上場会社に対する支配の比率や、当該上場会社から得られる利益が多くなることになる。

### 2 法的性質

上記のとおり、株式は社員権であり、議決権や剰余金配当請求権などの会社に対する様々な権利が集まった、それ自体一つのまとまった権利であり、通常の債権とは異なる。そのため、議決権だけ、あるいは剰余金配当請求権だけを譲渡するということはできない<sup>1</sup>。

### 3 株式と資本との関係

株式の発行時に払込み、給付した額の全額が資本金の額となるのが原則であるが、2分の1までは資本金に組み込まずに資本準備金とすることが認められる（445）。

ただし、現行制度上は、株式と資本との関係はこれ以上のものではなく、株式の変動とは無関係に、随時、資本金の額を増加し（450）、あるいは厳格な手続きを経て資本金の額を減少させることができる（447）。

### 4 振替株式

株券を発行する旨の定款の定めのない会社の株式で、振替機関が扱うものを、振替株式といい、振替株式の権利の帰属は、振替口座簿の記載、記録により定まる（社債株式振替128 I）。上場会社の株式の場合、この振替株式の規定が全面的に適用されることになる<sup>2</sup>。そのため、特に株式の流通の場面では、会社法が想定している原則とはかなり異なった取り扱いがなされることになる。

振替株式の制度は、株券のペーパーレス化の制度ともいえ、上場会社の大量の株券の流通による事務作業の煩を、ペーパーレス化することにより解消することが目的となっているといえる<sup>3</sup>。

## 2 株式の共有

株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使す

---

<sup>1</sup> ただし、株主総会決議等により具体的に確定した配当金支払い請求権は、純然たる債権なので、それだけを譲渡することは可能である。

<sup>2</sup> もっとも、上場会社に振替株式の適用を法が強制しているわけではなく、建前上は証券取引所の定める上場基準の一つとして振替株式の適用が前提となっているという構造になっている。

<sup>3</sup> もっとも、振替株式の制度の前も、株券の保管振替制度により上場会社の株券の流通は相当程度少なくなっていた。振替株式の制度は、これをさらに合理化したものといえる。

る者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知することを要し、この者を通じてしか権利行使できない（106）。また、会社から株主への通知・催告については、それを受領する者一人を定め、会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない（126Ⅲ）。通知・催告受領者を定めない場合は、会社は共有者の一人に対して通知・催告すれば足りる（126Ⅳ）。

もつとも、判例によれば、①権利行使者は、共有株主の持分の価格に従ってその過半数で決める<sup>4</sup>。②権利行使者は自己の判断で議決権を行使できる<sup>5</sup>。③権利行使者を定めない場合は基本的に権利行使できない<sup>6</sup>。ただし、特殊な事案で株主総会決議不存在確認の訴えの原告適格を認めた事例<sup>7</sup>、合併無効の訴えの原告適格を認めた事例<sup>8</sup>がある。

### 3 株主の権利義務

#### 1 株主の義務——株主有限責任

株主の責任は、その有する株式の引受価額が限度となる。実際には、設立や新株発行の際に全額払い込みがなされることから（34Ⅰ、208Ⅰ等）、原則として株主となったあとに株主が会社に対して義務を負うことはない<sup>9</sup>。特に、上場会社を前提とすると、何らかの義務のある株式が投資対象となっても、投資の魅力に欠ける株式ということになってしまう。

#### 2 株主の権利

株主の権利は、次のような分類がされる。

##### （1）自益権と共益権

自益権は、剰余金配当請求権に代表されるような、会社から直接的な経済的利益を受けることを目的とする権利である。他に、残余財産分配請求権、株式買取請求権などがある。

共益権は、議決権に代表されるような、会社の経営に参与することを目的とする権利である。他に、株主総会決議取消訴権等の各種訴権、違法行為差止請求権などがある。

##### （2）単独株主権と少数株主権

単独株主権とは、1株の株主でも行使できる権利であり、少数株主権とは、議決権の一定割合や一定数、あるいは発行済株式の一定割合や一定数の保有が要件となっている権利である。自益権はすべて単独株主権である。共益権は、議決権や各種訴権のように単独株主権のものと少数株主権のものがある。

なお、上場会社の場合のように、振替株式に関する株主の権利（少数株主権等<sup>10</sup>）の行使に関して、定時株主総会における議決権のように基準日の定めをする場合のほかは、株主

<sup>4</sup> 最判平成9・1・28判時1599-139（ただし、有限会社の事例）。

<sup>5</sup> 最判昭和53・4・14民集32-3-601（ただし、有限会社の事例）。

<sup>6</sup> 上記注4判例。

<sup>7</sup> 最判平成2・12・4民集44-9-1165。

<sup>8</sup> 最判平成3・2・19判時1389-140。

<sup>9</sup> ただし、見せ金等、何らかの理由で払い込みがなされないまま設立し、あるいは新株発行の効力が生じた場合は、例外的に株主となった後も払込義務が残る場合がありうる。

<sup>10</sup> 単独株主権と区別される会社法のいわゆる少数株主権とは違い、単独株主権も含めた意味である。

が口座を開設している直近上位機関に対する口座管理機関への申出に基づき、振替機関から会社に対して個別株主通知をする必要がある（社債株式振替 154Ⅱ、Ⅲ）<sup>11</sup>。少数株主権等の行使は、この個別株主通知から 4 週間以内に行使する必要がある（社債株式振替 154Ⅱ、社債株式振替令 40）。

### （3）固有権

株主総会の多数決によって奪うことのできない権利を固有権という言い方をする場合がある。しかし、現在の法律は多数決で決議できる事項が詳しく法定されていることもあり、固有権概念を持ち出すことはほとんどない。

## 3 株主平等原則

株主は、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱われる（109Ⅰ）。これを、株主平等原則という。持ち株数に応じた比例的平等である。もっとも、株式が金一の割合の単位の形を取っている以上、比例的平等は当然のことともいえる<sup>12</sup>。

現行法上、この原則は、各株式の内容が同一である限り、同一の取り扱いがされるべきことを意味する。裏を返せば、異なる種類の株式で異なる取り扱いをすることは、株主平等原則とは関係がない<sup>13</sup>。

株主平等原則に反する定款の定めや各種決議は無効である。

判例として、分配可能額の計上ができなくなった会社が、大株主との間で、無配となる直前の配当金に見合う金額を基準として月額報酬や中元・歳暮に金員を支払う契約したところ、株主平等原則や現行会社法 454 条 3 項の趣旨から無効であるとしたものがある。また、買収防衛策としてなされた新株予約権無償割当て（277）について、直接には株主平等原則に反するとはいえないとしたものの、109 条 1 項の趣旨は、新株予約権無償割当ての場合についても及ぶという<sup>14</sup>。

上場会社では、株主優待を実施する会社も少なくない。ところが、株主優待は必ずしも株主の持ち株数に応じて実施するわけではなく、株主一人当たり一定数量の商品や権利を交付する場合が多い。この株主優待は、必ずしも違法とはされていないようであるが、株主平等原則との関係でいうと、持株数に応じていないだけに全く問題がないわけではない。実施方法によっては、株主平等原則に違反するとされる場合も生じてくる可能性も否定できないのではないだろうか<sup>15</sup>。

## 4 利益供与の禁止

会社は、誰に対しても、株主の権利の行使に関し、自己またはその子会社の計算で財産

---

<sup>11</sup> 全部取得条項付種類株式の株式価格決定の申立ても例外ではなく、審理終結までに個別株主通知を行う必要がある（最判平成 22・12・7 民集 64-8-2003）。

<sup>12</sup> 会社法制定前は、株主平等原則を条文で規定することはなかったが、当然のこととして解釈上認められていた。

<sup>13</sup> 会社法制定前は、種類株式の存在は株主平等原則の例外とされていたが、現行法では株主平等原則は同一内容の株式に関する原則であることが明らかにされた。

<sup>14</sup> ただし、結論は株主平等原則の趣旨に反しないとしている。

<sup>15</sup> 株主平等原則違反としたわけではないが、下級審判例には、株主総会における有効な議決権行使を条件に株主一人当たり Quo カード 1 枚（500 円分）を交付したという事案で、次に述べる利益供与に当たるとした事件がある（東京地判平成 19・12・6 判タ 1258-69）。

上の利益を供与してはならない（120Ⅰ）。この規定は、会社の総会屋対策として、総会屋に対して一定の金品を与えることが横行したことから、こうした行為を防ぐために設けられるようになったものである。こうした行為は、一株主だけに利益を与えることになることから、実質的に株主平等原則にも反するともいえる。

会社がこの規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該会社又はその子会社に返還しなければならない（120Ⅲ）。会社、子会社からの返還請求に関しては、代表訴訟の提起も可能である（847）。取締役、執行役はその供与した利益の額について会社に対して連帯し支払い義務を負う（120Ⅳ本文）が、利益供与に直接かかわっていない取締役、執行役は、無過失を証明すれば責任を免れる（120Ⅳただし書）。罰則もある（970）。

仕手筋が株式を大量に買占め、これを暴力団の関連会社に売却する旨脅迫されたために、その要求に応じたような、会社からみて好ましくないと判断される株主による議決権行使を回避する目的があっても、利益供与に該当するといのが判例である<sup>16</sup>。

---

<sup>16</sup> 最判平成18・4・10民集60-4-1273。